

介護老人保健施設なごみ  
通所リハビリテーション ご利用料金のご案内

令和3年8月1日現在

【 1割負担の場合 】

≪基本料金≫

(単位：円)

要介護度	基本 利用料 ※1	サービス提 供体制強化 加算 ※2	リハビリ提 供体制加算 ※3	入浴介助 加算 ※4	食費 (昼食代)	日額
要介護度 1	757	22	28	40	550	1,397
要介護度 2	897	22	28	40	550	1,537
要介護度 3	1,039	22	28	40	550	1,679
要介護度 4	1,206	22	28	40	550	1,846
要介護度 5	1,369	22	28	40	550	2,009

※1 利用時間7時間以上での金額となります。早帰り等で時間が短縮になった場合は減額となります。

※2 介護職員の総数のうち、介護福祉士を70%以上配置している場合。

または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合

※3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。

※4 入浴しなかった場合は請求除外となります

≪加算料金 1月につき≫

(単位：円)

加算項目	加算料金	内容
栄養アセスメント加算	50	管理栄養士が栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスクおよび解決すべき課題を把握すること）を行った場合
科学的介護推進体制加算	40	介護内容の情報を厚生労働省へ提供している場合
介護職処遇改善加算	4.7%	基本料金・加算料金の合計に4.7%を乗じた額
特定処遇改善加算	2.0%	基本料金・加算料金の合計に2.0%を乗じた額

介護老人保健施設なごみ  
通所リハビリテーション ご利用料金のご案内

令和3年8月1日現在

【 2割負担の場合 】

≪基本料金≫

(単位：円)

要介護度	基本 利用料 ※1	サービス提 供体制強化 加算 ※2	リハビリ提 供体制加算 ※3	入浴介助 加算 ※4	食費 (昼食代)	日額
要介護度 1	1,514	44	56	80	550	2,244
要介護度 2	1,794	44	56	80	550	2,524
要介護度 3	2,078	44	56	80	550	2,808
要介護度 4	2,412	44	56	80	550	3,142
要介護度 5	2,738	44	56	80	550	3,468

※1 利用時間7時間以上での金額となります。早帰り等で時間が短縮になった場合は減額となります。

※2 介護職員の総数のうち、介護福祉士を70%以上配置している場合。

または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合

※3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。

※4 入浴しなかった場合は請求除外となります

≪加算料金 1月につき≫

(単位：円)

加算項目	加算料金	内容
栄養アセスメント加算	50	管理栄養士が栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスクおよび解決すべき課題を把握すること）を行った場合
科学的介護推進体制加算	40	介護内容の情報を厚生労働省へ提供している場合
介護職処遇改善加算	4.7%	基本料金・加算料金の合計に4.7%を乗じた額
特定処遇改善加算	2.0%	基本料金・加算料金の合計に2.0%を乗じた額

介護老人保健施設なごみ  
介護予防通所リハビリテーション ご利用料金のご案内

令和3年8月1日現在

【 1 割負担の場合 】

(単位：円)

	要支援 1	要支援 2	
基本利用料	2,053	3,999	
運動機能向上加算	225	225	利用者の心身の状態の維持又は向上に資するリハビリテーションを個別に実施した場合
サービス提供体制強化加算	88	176	介護職員の総数のうち、介護福祉士を70%以上配置している場合。または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上
栄養アセスメント加算	50	50	管理栄養士が栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスクおよび解決すべき課題を把握すること）
科学的介護推進体制加算	40	40	介護内容の情報を厚生労働省へ提供している場合
介護職処遇改善加算	4.7%	4.7%	基本料金・加算料金の合計に4.7%を乗じた額
特定処遇改善加算	2.0%	2.0%	基本料金・加算料金の合計に2.0%を乗じた額
合計	2,623	4,795	
食事代（昼食）	550	550	1回の利用当たり

【 2 割負担の場合 】

(単位：円)

	要支援 1	要支援 2	
基本利用料	4,106	7,998	
運動機能向上加算	450	450	利用者の心身の状態の維持又は向上に資するリハビリテーションを個別に実施した場合
サービス提供体制強化加算	176	352	介護職員の総数のうち、介護福祉士を70%以上配置している場合。または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上
栄養アセスメント加算	100	100	管理栄養士が栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスクおよび解決すべき課題を把握すること）
科学的介護推進体制加算	80	80	介護内容の情報を厚生労働省へ提供している場合
介護職処遇改善加算	4.7%	4.7%	基本料金・加算料金の合計に4.7%を乗じた額
特定処遇改善加算	2.0%	2.0%	基本料金・加算料金の合計に2.0%を乗じた額
合計	2,623	4,795	
食事代（昼食）	550	550	1回の利用当たり